

企 画 課

ゴールデンウィーク10連休の対応について

1 背景

新天皇の即位の日（2019年5月1日）が休日となったことに伴い、本年のゴールデンウィークは、4月27日（土）から5月6日（月）までの10連休となるとともに、5月1日から新元号となります。

このような状況の中、区民生活への影響を最小限とするため、連休中の区の対応について検討しました。

2 検討経緯

暦どおりの区の対応とした場合に、区民生活にどのような影響が考えられるか、別途対応策を講ずる必要があるかについて、平成30年12月に、全庁的に調査を実施しました。その調査の結果、

- ① 改元日である5月1日の婚姻届出の増加や、連休前後の平日（開庁日）における転入転出等住民記録の手続きの増加への対応
- ② 休日保育や学童クラブ・児童館等の子どもの居場所の確保
- ③ 10連休中に実施するサービス、実施しないサービス、また、利用に当たって早めの手続きの必要があるなど、特に区民への周知が必要な事業が挙げられ、それらについて検討し、次のとおり対応することとします。

3 区民課の窓口業務と戸籍届出受付業務について

改元日である5月1日の婚姻届出の増加への対応や、連休前後の平日における区民課窓口の手続きの増加を平準化するため、次のとおり臨時的に対応します。

- (1) 連休直前の4月25日（木）、26日（金）について、5地区総合支所区民課の窓口開庁時間を午後7時まで延長し、毎週水曜日に実施している窓口延長時と同様の業務を実施します。

《取扱う業務》

転入・転出届や印鑑登録の受付、マイナンバーカードの交付、住民票等証明書の交付、特別区民税・国民健康保険料等の収納、戸籍届出の受領、児童手当・子ども医療費助成の申請受付

※ただし、住基ネットを利用した業務の一部は除きます。

- (2) 5月6日（月）について、5地区総合支所区民課の窓口を午前8時30分から午後5時まで臨時開庁し、年度末・年度始めの窓口の臨時開庁と同様の業務にマイナンバーカードの交付を追加し、実施します。

《取扱う業務》

転入・転出届や印鑑登録の受付、マイナンバーカードの交付、住民票等証明書の交付、特別区民税・国民健康保険料等の収納、戸籍届出の受領、児童手当・子ども医療費助成の申請受付

※ただし、住基ネットを利用した業務は除きます。

- (3) 戸籍届出受付事務について、4月30日（火）から5月1日（水）の夜間は、職員2名体制による夜間・休日窓口の体制を強化し、5月1日（水）は、午前8時30分から午後5時まで、本庁舎1階宿直窓口近くに臨時窓口を設置します。

4 区民への周知で対応する事業等について

(1) 休日保育等について

休日保育については、通常実施している「神明保育園」、「東麻布保育園」、「しばうら保育園」、「たかはま保育園」、「芝浦アイランドこども園」の5園（各園定員10名程度）の休日保育で対応することとし、希望する園の定員を超えてしまう場合は、5園のうちの他の園の利用をお願いすることとします。

なお、利用日の9日前（平日のみ）までが利用申し込み期限であることから、実施園や申し込み期限について、広報みなと等で周知します。

みなと保育サポート事業については、休日も実施している子育てひろば等の一時預かり事業により、また、学童クラブ・児童館等については、休日も開館・開設している「芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ」、「子どもふれあいルーム（あっぴい西麻布を含む複合施設内）」等をお知らせすることにより対応することとし、子どもの安全な居場所について、改めて利用方法等を広報みなと等で周知します。

(2) 休日診療について

毎月の広報みなと（1日、11日、21日）において、休日診療する医療機関を掲載しています。連休の場合、4月21日号に4月28日～5月6日分、5月1日号に5月1日～6日分の休日診療を掲載します。

休日診療を実施する医療機関（4月30日、5月1日～2日分）の追加があった場合、区のホームページに掲載します。また、広報みなとにおいても、最新の情報はホームページを確認してもらうよう記載します。

- (3) その他、ごみの収集、「ちいばす」やお台場レインボーバスの臨時ダイヤでの運行、施設の開閉館の状況、コンビニ交付サービスの休止（4月28日）、各サービスを利用するための相談は、連休前に早めに相談していただくことを勧めるなど、項番3の案件を含め、身近な区民サービスのお知らせについては、4月11日号の広報みなとやホームページでまとめて周知します。

5 その他

区民生活に支障が生じないように、年末年始と同様に連休中の職員の連絡態勢を確立し、緊急事態に対応します。